

看護研究における倫理的配慮とその記述方法に関する留意点

これまで愛知県看護学会へ応募された皆様の研究を拝見し、共通の課題として以下の6点が挙げられています。ぜひご一読いただき、抄録作成、研究発表及び論文作成に役立ててください。

1. 研究課題とその背景にあるものを先行研究から調べることについて

◇◆研究のオリジナリティや価値、位置づけを明らかにし、発表の意義を明確に◆◇

研究課題は看護の実践の現場から生み出された貴重なテーマです。実践のなかからこの研究課題が明らかになった後は、このテーマに関する文献を読み、これまでの先輩研究者たちがどのような研究をしてきたのかを知り、何がわかっていて何がわかっていないのか、今、何が問題となっているのかを調べるために行います。これが研究の背景となるものです。そのなかから、自分の研究の位置づけを考えます。この研究の背景を知らずに研究を行うことは、同じ研究が繰り返されることになりかねません。これは研究のオリジナリティや研究の価値という側面からみて、問題を含むこととなります。

◇◆研究結果が出ているテーマを繰り返すことは、倫理的に問題◆◇

すでに研究結果が明らかになっている研究テーマを再度行うことは、研究対象者に不必要な労力を与えることになり、倫理的に問題があると考えられます。文献検討を行い研究の背景を明らかにする過程で、自分の研究テーマもより洗練されますので、この点について意識して取り組んでください。

2. 「当院」「当病棟」などの表記について

◇◆研究フィールドを特定されない表記に◆◇

当院、当病棟という表現ならびにイニシャルを使った表現は、著者の所属を見ることによって、固有名詞を使っているのと同じことになり、研究フィールドが特定されます。また、同時に当院、当病棟では、どのような種類の病院なのか、病棟なのかは伝わりません。この2つの理由から、当院、当病棟あるいは〇〇病棟といった表記は論文では使われていません。院内発表では、当院、当病棟などの表現は自然であり、病棟の性質も分かっているわけですが、施設を離れた全国規模の発表ですので、以下の例を参考の上、変更してください。

例：「私立総合病院の内科病棟」、地域性の表示がその論文にとって必要であれば「関東近郊の公立病院」、規模が必要であれば「300床の公立総合病院」、役割を伝えたいならば「公立総合病院でその地区の感染症の中核病院」など、論文を理解する上で必要な説明を加えて表記します。

◇◆研究フィールドを特定されない表記であれば、著者の所属が明記されても憶測にすぎない◆◇

このように変更しても、著者の所属をみれば、研究フィールドは特定できるという疑問があるかと思います。研究フィールドはこの病院だろうと読者は思うでしょうが、論文中にフィールドを特定する表現がなければ、それは憶測にすぎません。研究の対象者ならびに研究フィールドを守る観点から、フィールドの特定を避けることが研究者の責任です。

3. 研究対象者への同意および個人情報の記載について

◇◆研究対象者に研究目的を説明し、自由意思で研究の同意を得たことの記載を明確に◆◇

研究対象者への研究の目的、方法、期待される結果と対象者にとっての研究協力に関する利益、不利益を伝えた上で同意を得たことを明確に記載する必要があります。またその際、研究協力への同意が強制されることなく、自由に判断できた事実を記載する必要があります。応募された研究の中には学生を対象とした研究もあり、患者を対象としたときと同様の配慮が求められます。たとえば、入院中に病棟の看護ケアの質評価を、無記名で依頼を行っても、入院中の患者が自由意思で調査への参加を決定したとは判断しにくいいため、退院時にこの調査を依頼する、などの工夫が必要になります。あるいは教員が学生に調査を依頼する場合も、授業中に行ったり、担当科目の教員が調査依頼を行うことは、自由意思を損なうことにつながります。

◇◆適切に判断ができない状態の対象者の場合は、代理人もしくは倫理委員会等で承認を得たことを記載◆◇

研究への同意に適切に判断ができない状態にあると考えられる対象者の場合には、代理人もしくは代理人が存在しない場合には病院の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要があります。また研究依頼時には適切に判断ができない状態であっても、回復とともに判断できる状態になれば、その時点で研究協力の同意を対象者から再度得る必要があります。

◇◆研究対象者に含めるべき人々を明確にし、同意を得たことを記載◆◇

研究対象者に含めるべき人々を明確にします。看護師へのインタビューを行った研究において、自分たちが看護ケアを行った患者に関する情報を詳細に述べるような場合には、その患者にも研究の同意を得ておく必要

があります。しかし何らかの理由でその患者から同意が得られない場合には家族もしくは病院の倫理委員会等で承認されることが必要です。また過去のデータを分析する場合にも可能な限り研究対象者からの同意を得ますが、それが困難な場合には病院の倫理委員会等での同意が必要となります。

◇◆実習で担当した患者のデータを用いる場合、患者もしくは倫理委員会で承認を得たことを記載◆◇

看護学生が病院実習で担当した患者との関わりを事例としてまとめる場合、個人が特定されない配慮が求められます。また、データを用いるにあたり、実習で担当することに関する同意とは別に、事例としてまとめることに関する同意を可能な限り患者から得ます。それが困難な場合には、病院の倫理委員会等での同意が必要となります。患者もしくは病院の倫理委員会等から同意を得た場合は、その旨を記載してください。

◇◆研究対象者の個人情報とは特定されない表記◆◇

データの解釈に必要な研究対象者の情報は記載が必要です。しかし、それ以上の不必要な個人情報を論文で公表することは避けなければなりません。たとえば、入退院年月日、通院期間の年月日、名前のイニシャルなどです。公表するという事は、誰でも読める可能性があるということです。対象者である患者さん自身が読んだとき、対象者となった看護師がそれを目にしたとき、これは自分だとわかることを避けます。

例：イニシャルや明確な年月日は、誰のことかわかる可能性が高いので、Aさんあるいは事例1に変更し、年月日については期間（発症から〇〇ヶ月など）で表現するなど、工夫して表記してください。

◇◆結果に関係しない個人情報は省く◆◇

結果に関係しない情報は、論文には書きません。どういう対象者から集めたデータかを把握するために必要な情報か、結果の解釈に必要な情報か、の2点が記載するかどうかの判断基準です。年齢、性別、病名以外の個人情報に関してこの2点から見直して、不必要なものは削除してください。研究対象者の保護は、研究倫理の中で重視されていることのひとつですので確認をお願いします。

4. 著作権について

文献から本文を引用する場合は、出典（文献）を明記します。図・表は転載許諾を得た上で出典（文献）を明記してください。既存の尺度を使用する場合は、必要に応じて尺度の作成者から許諾を得たことを記載し、出典（文献）を明記してください。尺度を改変して使用する場合は、作成者から許諾を得たことを必ず明記してください。また、原則として薬品や検査器具等は一般名称を用い、（ ）内に商品名と登録商標の場合は®を記載してください。

5. 利益相反の有無について

「利益相反」とは、臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益（得られる成果を社会へ還元する）と私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）が研究者個人の中に生じる状態のことを指します。看護研究では企業から無償で提供された機材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受ける場合もあり、利益相反そのものは問題ではありません。しかし、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料（発表資料、抄録、論文等）に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があります。

例：＜利益相反がある場合＞本演題発表に関連して、過去1年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄附金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

＜利益相反がない場合＞本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

6. 引用文献と参考文献について

◇◆引用文献の記載は適切に◆◇

論文の中に先行研究として活用する文献は引用文献です。例えば、「既に山田ら¹⁾が指摘しているように」あるいは「この結果は山田ら¹⁾とは異なり、〇〇の点で特徴があった。」等、文章そのものを引いていない場合でも、論文全体を引用文献として扱います。文章をそのまま引く場合も引用文献になります。引用文献は引用順に番号を付し、論文の最後にリストにして記載します。参考文献は、引用していないがその論文を書くのに不可欠だった文献という意味です。論文を書くときは引用文献のみにするとすっきりしますので、この点を心がけて論文をお書きください。

◇◆孫引きではなく、原点から引用◆◇

A氏の論文の中に引用されているB氏の意見を引用したい場合は、A氏の論文の文献リストからB氏の論文を探し、B氏の文献を自分で読んでから引用してください。